

死亡獣畜の適正処理について

家畜の死体は産業廃棄物です
適正な処理は**農家の義務**です

家畜の死体は、①「産業廃棄物処理法」及び
②「化製場法」に基づき、許可を取得している
専門業者に運搬・処理を依頼しましょう。

よくある質問

Q1自己所有地（農場や草地）に埋却してもよいか？
⇒不法投棄にあたり**違反行為**です。

Q2堆肥舎で処理してもよいか？
⇒化製場法違反です。自己所有、又は堆肥センター
にて堆肥と一緒に処理することは**認められません**。
また、自己の敷地等で焼却も認められません。

Q3子牛や胎子なら自分で処理してもよいか？
⇒**認められません**。大きさを問わず家畜の死体は許
可を持つ専門業者に運搬・処理を依頼してください。

家畜の伝染病発生防止のために

農場への病原体侵入防止：死体を保管する場合には**ブルーシ
ートで包む、コンテナに入れる**など保管場所への野生動物の侵入
を防ぎましょう。

農場外への病原体拡散防止：死体を移動させる場合には**ブルー
シートをで包む、屋根付きトラックで運ぶ**など漏出を防ぎま
しょう。

問い合わせ先 沖縄県北部家畜保健衛生所 TEL: 0980-52-2939